

第2編 各論

第1章 総説

これからの時代には、地域の独自性や個性を活かして、国の内外に地域の力を発揮することや、市民が主役の豊かな地域づくりをすることが求められています。そのためには、市民一人ひとりが心身ともに健康で、生涯にわたり幅広い分野で自発的・主体的に**学び**続け、諸課題を解決していく力の育成と教育環境の整備が必要です。

すべての市民が生涯にわたり、さまざまな学習やスポーツ、文化を実践し、そこで身につけた自らの力を、地域の資産によってさらに高め、地域活動に還元するという**学び**の循環を活かした「地域総合型教育」を展開し、心身ともに健康で、国際的な視野と愛郷心豊かな志の高い人づくり・人材育成を目指します。

第2編 各論では、第2章 学校教育と第3章 社会教育の中で、南陽市の四つの教育目標の具現化を図り、「教育のまちづくり」を人づくりの視点から、現状と課題、方針と計画、主な施策を明らかにしてまいります。

第1節 四つの教育目標から

変化の激しい社会を生きぬく上で大切なことは、常に新しい知識と真理（叡智）や技能・技術を身につけ、徳性を育てていくことにあります。これは、南陽市の教育目標である四つの目標に市民が取り組むことで成し遂げられます。 （※ 参照 総論 p 6）

南陽市の教育目標

「創造性豊かなかおり高い教育文化のまちづくり」	（目標1）
「これからの国際社会を生きぬく力の育成」	（目標2）
「たくましい心と身体を鍛え、愛郷心を育む環境づくり」	（目標3）
「確かな未来と夢を育む生涯学習社会の実現」	（目標4）

また、市民一人ひとりの力で、自発的、主体的な**学び**であればなおのこと、これからの生きぬく力となり、教育のまちづくりを支えるものとなります。そして、市民一人ひとりの生活をより豊かで、うるおいのあるものに変えていく原動力となります。

市民一人ひとりが、生きがい、働きがい、**学び**がいを感じながら、日々の生活を送ることのできる「教育日本一のまちづくり」につながります。

第2節 社会教育と学校教育の融合

変化の激しいこの時代には、学校だけでは解決し得ない教育課題が山積しています。そこで、地域にあるさまざまな機関や機能を連携・連動・一体化しながら、解決することが不可欠となります。

「為すことによって学ぶ 学ぶことによって為す」という理念のもとに、地域総合型教育の有効性を共有し、生涯学習の環境と機会を創り、それらの理念を伝えていくことで、「確かな未来へ 夢はぐくむまち 南陽」の実現を図ってまいります。

また、本市の少子高齢化に伴う人口の減少、地域の停滞という現状を考えた時、地域の活性化を推進していくためには、子どもから大人まで、一人ひとりの市民が学校教育または社会教育という領域を越え、現在及び将来にわたるまちづくりのために、自発的・主体的な市民総ぐるみの教育に取り組んでいく社会を実現しなければなりません。

少年、青年、壮年、シニアともに同じ市民として、まちづくりを共有し、「学び」「創り」「伝え」「育む」という教育機能を『社学融合』ととらえ推進してまいります。

参照 第一編 総論 p 8

第3節 生涯学習社会における社会教育

住みよい地域社会と豊かな故郷を市民が創っていく過程には、自発的に、主体的に、まちづくりの課題と向き合い立ち向かっていく意識変革が重要です。自らの生活を改善し、地域の諸課題に積極的に取り組もうとする一人ひとりの意思と、わがまちを誇りに思う愛郷心がともに必要です。それらの思いに応えるために社会教育では、生涯にわたる**学び**の場の形成と実践環境の充実、さらには、地域づくりの主体となって活動する個々人、並びに社会教育団体の育成に取り組んでいきます。

参照 第2章 p 4 4

第4節 生涯学習社会における学校教育

これからの南陽市の教育は、市民の自発的、主体的な**学び**を育み、学校教育が生涯学習への出会いと人生の基礎づくりの場となるように、特色ある学校づくりと地域の教育力との連携、連動、一体化を進めていきます。まず、家庭教育の充実を図り、幼児期の教育、小・中学校へと、それぞれにおける教育効果をより一層高め、多様化、複雑化する教育課題の解決を図り、幼保小中一貫教育の推進と子どもたちによる社会参画活動を進めてまいります。さらに、市民総ぐるみの教育の実践（地域総合型教育）を通して、一人ひとりの生きぬく力を育てていきます。

参照 第2章 p 3

第2章 学校教育の推進

すべての児童、生徒に、自ら学習し続ける意欲を持たせることを基本に、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばし、人間性豊かで創造力に富む、知・徳・体の調和のとれた人格の形成をめざします。

そのため、急激な社会情勢の変化と価値観の多様化に伴う教育課題に適正に対応するために、社会教育と学校教育の融合を図り、これからの社会をたくましく生きぬく幼児・児童生徒の教育の場にふさわしい教育諸条件の整備充実に努めます。

第1節 学校教育の充実

1 本市教育目標の明確化と具現化

教育の目標は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法等に示されていますが、本市まちづくりの基本理念でもある市民憲章も十分に考慮し、第5次南陽市総合計画「教育まちづくり」のビジョンとの整合性を図りながら、今後10年間の南陽市の教育目標の策定が必要となります。

そこから、学校教育の目的を適切に捉え、さらに地域社会で果たすべき役割を認識し、教育目標の趣旨が各校の教育課程に十分に活かされることで、南陽市の教育を着実に展開していくこととなります。

方針と計画	施策
○地域社会の一員として主体的に地域社会の発展に貢献し、自らの意志でたくましく生きぬく自立した社会人を育成することをめざします。そのためにも、本市の幼児・児童生徒の実態を踏まえ、本市教育目標の明確化と具現化を図ります。	◎南陽市の四つの教育目標 ◎具体的な市民の 学び の姿の提示 ○南陽市学校教育の目標と重点 ○教育課程編成の基準

施策の欄の記号について ◎は、大きな方針に関すること ○は、施策名等について
※は、他所管施策との連携等を示す。

2 地域総合型教育の推進

学校の抱える教育課題を解決するためには、多くの市民の協力が不可欠です。地域の教育力と教育機関の機能を連携、連動、一体化することで、一人ひとりの生きぬく力を育てていきます。

南陽市では市民総ぐるみの教育（地域総合型教育）を推進しており、学校教育のみならず、多くの市民や地域の団体から協力を頂き、子どもたちの生きぬく力の育成に努めています。

(参照 第一編 総論 p12)

(1) 地域総合型教育のねらい

地域総ぐるみで教育に立ち向かうねらいは、地域の教育機関や団体、あるいは、個人の持つ教育機能と連携、連動、一体化を図りながら成果を高めていくことです。このことは対象となる児童生徒の成長に留まるだけでなく、関係機関団体の教育機能の充実発展に資するものです。このように地域総ぐるみで教育に立ち向かう体制は、究極的には、地域の人材育成や地域おこしを具現化する有効な手法ととらえられます。とりわけ、小中学生は多くの市民の方々と**学び**の中で、地域の一員、社会の一員としての自覚が高まり、地域力、自治力も付き、近未来における本市を担う自立した人材への成長を遂げていきます。

方針と計画	施策
◎市、公民館（地区）、子ども育成会、社会教育団体等の行事や事業が充実しており、文化・スポーツ活動に多くの児童・生徒が参加し、地域の方との交流を深めています。その中で、さわやかマラソンや南陽市中学校連合運動会は多くの人々の協力により、大きな成果を上げております。	◎地域総合型教育の推進 ○南陽市中学校連合運動会 ○南陽市小中学生議会 ○ジュニアサイエンティストプログラム ※南陽市さわやかマラソン ※南陽市中学校駅伝競走大会 ※南陽市中学生インターナショナルセミナー ※地域文化祭等の社会参画活動 ※きらきらエクボキッズ

(2) 社会参画活動の推進

市内中学校では、それぞれに生徒会を中心に自発的、主体的に交通安全推進運動に取り組んでいます。その中で、小学生への挨拶運動や見守り活動、ドライバーへの安全運転の啓発活動を行う等、社会とかかわり、地域に活力を与えようと社会参画活動に励んでいます。

また、社会参画活動として地域のお祭りや伝統行事等に積極的に参加しながら愛郷心を高めるとともに、地域のこれからの担う人材としての意識を高めています。この活動により、地域に勇気と活力が与えられ、地域の活性化にもつながっています。

(参照 第一編 総論 p16)

方針と計画	施策
◎南陽の菊まつりでは、中学生がボランティアとして、来場者をもてなしました。単なるボランティアで終わることなく、「為すことによって学ぶ、学ぶことによって為す」ことを体感し、社会参画活動の持つ意義をより積極的に理解できる機会の設置を行います。	◎地域総合型教育推進協議会の設置 ◎社会参画活動の推進 ○地域総合型教育担当者（教員）の設置 ◎自主的自発的社会参画活動の推進 ◎小学生・中学生ボランティアの育成 ○科学ボランティア（科学フェスティバル） ○ふるさとボランティア（菊祭り）

また、青年からお年寄りまで幅広い年代層の交流を通し、愛郷心を育ていけるよう、場の創造と交流を促進していきます。	
---	--

3 確かな学力の育成

子どもたちの自立の根源となるのは、確かな学力であり、また、豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力です。これらをバランスよく育ていくことが大切になります。

こうした資質や能力は、変化の激しいこれからの社会を“生きる力”と表現されています。また、“生きる力”を夢の実現に自発的に、主体的に生かそうとする強い人間力を「生きぬく力」と表現します。

確かな学力:いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら**学び**、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

豊かな人間性:自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など

方針と計画	施策
<p>○きめ細やかな学校経営により、知（確かな学力の向上）、徳（豊かな人間性）、体（たくましく生きるための健康と体力）ともに、バランスよく高めていきます。</p> <p>○学校では、幼保小中一貫教育の推進と社会参画活動の活性化に取り組み、地域と連携、連動、一体化した地域総合型教育を推進していきます。</p> <p>特に、幼保小中一貫教育の推進を図り、幼保小の学力の一貫性及び小中の学力の一貫性を強めるために、実効性のある実践と研究協議を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎教育振興審議会運営事業 （地域総合型教育推進協議会の設置） ◎幼保小中一貫教育事業 ◎小中校長会各種事業補助事業 ◎特色ある学校づくり事業 ○知能・標準学力検査事業 ◎国際化教育推進事業 ○全国学力・学習状況調査補助事業 ○外国青年招致事業 ◎理数教育推進事業 ○ジュニアサイエンティストプログラム ○須藤克三賞 ○小中学校音楽教室支援事業補助事業 ○賞賜金事業 ○部活動運営費補助事業 ○部活動強化対策費補助事業 ○各種競技大会補助事業 ◎夢を育む学校環境づくり ○耐震化100%の達成 ○学校給食事業 ○学校情報PC更新事業

(参照 第一編 総論 p19)

4 信頼される学校づくりの推進

地域に開かれた学校づくりを進めるために、保護者や地域住民、学識経験者等より学校経営に助言、協力を得ることが必要となります。また、各学校では多角的、多面的な視点から経営評価を行い、教員の資質能力を高め、教育課題に対応した学校づくりと組織編成を進めることが大切です。

方針と計画	施策
<p>○地域に開かれた学校づくりを充実するため、教育委員会施策の点検評価の推進と実効性のある学校評価の推進を図ります。</p> <p>また、それらの評価を活かし教育課程の改善に取り組みます。そして、生きがい働きのある学校づくりのためにも教員評価（試行）を実施していきます。</p> <p>○学校教育課題の解決のために、学校評議員の適切な意見や助言を地域の学校づくりのために十分に活用するようにします。</p>	<p>◎教育委員会点検評価の実施</p> <p>◎学校評価の推進</p> <p>○教育課程改善の PDCA サイクルの実施</p> <p>○教員評価（試行）の実施</p> <p>◎特色ある学校づくり事業の推進</p> <p>◎学校評議員制度の推進</p>

5 国際化教育と理数教育の充実

経済の地球規模的広がりにより、知識そのものや人材をめぐる国際競争の加速、異文化・文明への理解、国際協力の必要性が一層増大しています。これらの国際社会の中でも主体的に活躍できる人材が求められています。また、知識基盤社会の到来により、現代は「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であるといわれ、学校教育から理数教育の充実が必要とされてきています。

方針と計画	施策
<p>○日本の伝統と文化を尊重しつつ、世界を見渡す広い視野を広げ、国際社会を生きぬく日本人としての自覚を養うとともに、国際的な視野で考える人材を育成するため、国際化教育を推進します。</p> <p>また、読解力や理数教科の応用力を高める指導の充実を図り、社会に出て能力を発揮できる基礎学力を磨き、多様な問題の解決に新たな発想を生み出す人材育成に努めます。</p>	<p>◎国際化教育の推進</p> <p>○外国青年招致事業</p> <p>○小学校低中学年国際化教育推進事業</p> <p>○幼児国際化教育推進事業</p> <p>○南陽市中学生インターナショナルセミナー</p> <p>◎理数教育の推進</p> <p>○ジュニアサイエンティストプログラム</p> <p>○理科教育振興法による教材整備充実</p>

第2節 幼児期の教育の充実

本市の幼児教育・保育施設は市立幼稚園1園、私立幼稚園2園、計3施設であり、保育施設は市立保育園2園、同児童館3館、私立保育園4園の計9施設です。これら12施設は、ほぼ小学校区単位に設置されており、幼児期の教育に大きな役割を果たしています。

1 幼児期における教育環境整備

幼稚園の定員は3施設で480人、平成22年度の就園児は272人、就園率は、56.7%となっています。

保育施設の定員は9施設で845人、就園児は750人、就園率は88.8%とであり、3才児以上の就園希望児は、ほぼ全員就園が可能となっています。

方針と計画	施策
○地区ごとの人口動向、乳幼児数の増減、ニーズに沿った定員を確保し、豊かな情操や感性、基礎体力を向上させる施設、遊び場の拡張などや幼児期における教育環境の整備を促進していきます。	○幼稚園就園奨励費補助金 ※ 特別保育事業 ※ 保育園整備事業

2 子育て支援のネットワークの幅広い構築

方針と計画	施策
○市内関係施設や関係団体との連携を密にしながら市内における子育て支援のネットワークの幅広い構築を図っていきます。	○私立幼稚園子育て支援事業 ◎新教育相談室における幼児期の教育に関わる教育相談の充実 ※子育て支援ネットワークの整備 ※子育て相談事業の充実 ※学童保育事業 ※放課後子どもプラン推進事業 ※えくぼ子育てルーム支援事業 他

3 幼児期の教育内容の改善

幼児期の教育の重要性に基づき、自主性と思いやりを育む教育環境整備や設備の充実を図っていきます。また、多様化する現代の幼児期の教育における教育・保育課程の編成と改善、また、教職員の資質と能力の向上が必要になっています。

方針と計画	施策
○幼児期の教育の内容を改善していくため、教職員の専門的な技能技術と資質能力の向上をねらいとした研修等を充実していきます。また、幼児期の教育の総合的な研究機能の拡充を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎幼保小一貫教育の充実 ○私立幼稚園就園奨励費補助金 ○南陽市幼児教育連絡協議会の充実 ○各小学校区の幼保小一貫教育の充実 ○南陽市教職員研究発表会への参加

4 幼児期の教育の具体的な推進

南陽市幼児教育連絡協議会が平成23年2月に発足しました。市内全教育施設の担当者を中心に、平成23年度は4月、8月、12月、2月に開催し、共通した教育観・指導観のもと、発達段階に応じた指導や意図的、系統的な指導が求められています。

方針と計画	施策
○南陽市幼児教育連絡協議会の充実を図り、実態に応じた課題の解決に向けて、協議を進めるとともに、南陽市の教育に対する共通理解や共通認識を深めながら、発達段階に応じた教育のあり方を始め、望ましい幼児期の教育の具体的推進を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎南陽市幼児教育連絡協議会の充実 ○南陽市小学校スタートプログラム策定 ◎各小学校区の幼保小一貫教育の充実 ○南陽市教職員研究発表会

5 幼児に関する教育相談等への対応

平成19年に「南陽市子育て支援都市」を宣言し、安心して子どもを産み、育て、子どもたちが夢を育むことができる地域社会の実現に向け、子育て支援事業を進めてきていますが、家庭や地域社会と連携しながら、子育て支援に関する環境整備が望まれています。

方針と計画	施策
○社会情勢や社会環境の著しい変化に伴い、幼児に関する教育相談等は広範多岐にわたる傾向にあり、これらに対応するための「市教育相談室」の活用や「子育て相談事業」等の充実を図ります。	○教育相談室事業 ◎幼児期の教育に関わる教育相談の充実 ※子育て相談事業の充実 ※就学時教育相談事業

6 幼児期の教育の充実と教職員の資質の向上

自主性と思いやりを育むために、幼児教育に関わる教職員の研究と修養の場が必要です。また、家庭教育や小学校教育との連携を推進し、地域の教育機関との連携から、学校教育課題を積極的に改善していきます。

方針と計画	施策
○幼保小中一貫教育を推進し、就学前からの教育内容を含めた連携を強め、それぞれの地域と施設の特性を保ちながら、幼児期の教育の充実と教職員の資質の向上を目指します。	◎幼児期の教育に関わる教職員研修の充実と資質の向上 ◎園内研修の充実 ○南陽市小学校スタートプログラム策定 ◎南陽市教育研究所との連携 ○南陽市教職員研究発表会への参加

第3節 小中学校教育の充実

教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成するために、学習指導要領では、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視、授業時数を増加、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが重視されます。

小中学校教育の充実では、新学習指導要領の改訂に関連して、小中学校教育内容の改善の方向性を示していきます。

1 確かな学力の定着のために

これからの南陽市の教育では、確かな学力の育成のために、特に、理数教育及び国際化教育の推進を重点に、各学校区（地域）の良さを生かしながら各学校段階の接続を強め、また、地域総合型教育にて、子どもたち一人ひとりの生きぬく力の育成に取り組んでいきます。

（1）子どもたち一人ひとりの生きぬく力の育成

各小中学校では、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性の育成をめざし、地域や学校の実態に即した教育目標を設定しています。その具現化を図るために、各校の特色を生かした教育課程を編成し、生きぬく力の育成に取り組んでいます。

方針と計画	施策
<p>○各学校においては、教育目標の具現化に向け主体的に教育課程を設定し、特色ある学校経営及び教育活動の充実を図り、きめ細やかな視点で児童生徒の生きぬく力を育成していきます。</p> <p>また、子どもたち一人ひとりの進路開拓に繋がる学力向上への取り組みを各学校の実態をとらえて推進していきます。</p> <p>新学習指導要領の改訂内容を適切に捉え、各教科等のねらいを実現するため、学校（校内）研究を通して、教職員の実践力と資質、能力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎教育課程編成の基準の策定 ○特色ある学校経営事業 ◎確かな学力と信頼される学校の推進 ○学力検査業務委託（標準学力・知能検査） ○全国学力・学習状況調査事業 ○学習アドバイザー配置事業 ○学習支援員配置事業 ○武道アドバイザー配置事業 ◎愛郷心・愛校心の醸成 ○小中学生議会事業 ○副読本作成事業 ◎生きがい働きがいのある学校づくり ※長期研修事業（県） ○短期研修事業 ○小中学校教職員研究発表会

(2) 言語活動の充実と校内研究の充実

各教科等の指導にあたっては、特に児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育む観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視し、必要な言語活動の充実に積極的に努めることが求められています。

方針と計画	施策
○言語活動の充実が各教科等を貫く重要な改善点ではありますが、言語活動が、単なる活動に終始することのないよう、言語活動を通じて各教科等のねらいを実現するため、各学校の校内研究の充実に図り、授業改善に努めます。	◎委嘱研究並びに校内研究の充実 ○教育委員会委嘱研究校事業 ○教育委員会訪問 ○校内研修補助事業 ○教育研究所小中教育研究会事業

(3) 道徳教育の意図的計画的な実践

児童生徒の望ましい道徳性を育成するために、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の一層の充実に図り、意図的、計画的に指導を行うことが求められています。

方針と計画	施策
○道徳教育推進に関する校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力し、機能的な道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成し、意図的計画的な指導を展開します。	◎道徳教育の教育課程全体における推進 ○道徳教育推進教師の設置 ○総合単元的な道徳授業の推進 ◎社会参画活動の推進 ○自発的、自主的な自治活動の推進 ○ボランティア体験活動の推進 ○キャリア教育の推進と職場体験活動の充実

(参照 第一編 総論 p 20)

(4) 理数教育の推進と国際化教育

ものづくりの伝統継承と技術立国としての日本を支えるために必要な知識や技能の習得が求められています。特に、理数教育においては、学ぶことの意義や有用性が実感できるよう、日常生活や社会との関連を重視した指導を行うことが求められています。

方針と計画	施策
<p>○理数教育の充実にあたっては、外部人材を活用した特別専門分野に精通する外部講師による出前特別授業、小学校高学年における専門教員による教育の充実に向け、観察・実験のために専門的な学問追究を図る理科教育設備の整備・充実に努めます。</p> <p>また、南陽市教育研究所理科教育センターの研修等を通じ、理数教育を担う教師の専門性や資質の向上を図ります。</p>	<p>◎理数教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ジュニアサイエンティストプログラム ○児童生徒の科学フェスティバルの参加 ○有機EL連携授業の推進 <p>◎理科教育センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中教育研究会実技研修会の充実 ○教育指導員制度（理数） ○中学校理科教材整備事業費

(5) 学校体育の充実

市内児童生徒の体位は全国平均並に向上していますが、運動能力、体力は全国平均を下回っており、学校体育の一層の充実や全校トレーニングなどの積極的推進が求められています。

体育・健康に関する指導の充実に努め、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身につけ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われることが求められています。

方針と計画	施策
<p>○それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるよう学校体育の指導充実に努めます。さらに、児童生徒が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けることができるよう、自他の危険予測・危険回避の能力を高めていきます。</p>	<p>◎武道アドバイザー事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育研究所小中教育研究会教科等部会(保健体育) ○日本スポーツ振興センター負担金 ○各中学校体育連盟負担金 ○各中学校総合体育大会等選手派遣費補助金 ○中学校連合運動会事業 ○部活動運営補助金 ○部活動強化対策費補助金

(6) 健康教育の推進と充実

市内の児童生徒のう歯（虫歯）、視力低下（裸眼視力 1.0 未満）の被患率が高く、特に視力低下は年齢が増すにつれて高くなる傾向があり、よりよい生活習慣の確立に向けた健康教育を一層推進していくことが求められています。

方針と計画	施策
<p>○保健に関する授業を通して健康教育を推進し、さらに、いのちの教育に繋がる基本的な内容についても、児童生徒の理解を十分に図るような体験的な機会を積極的に図っていきます。また、家庭生活における食事や睡眠（休養）について、専門家による保護者向けの講演会や研修会を開催し、家庭教育力の向上に努めていきます。また、PTA との連携を図りながら、望ましい家庭健康教育についても家庭と考える場を積極的に設けていきます。</p>	<p>◎いのちの教育の推進（後期プラン） ◎健康教育の推進 ◎いのちの教育の教科横断的実践の推進 ○保健体育の充実（保健分野）</p>

(7) 児童生徒の健康増進と競技力向上

市民運動会、さわやかマラソン、中学校対抗駅伝、市民なわとび大会などに児童・生徒は積極的、意欲的に参加し、絆や友情を育みながら体力の向上と健康増進を図っており、生涯スポーツの下地づくりを行っています。中学校では市連合運動会に向けた走練習を各校全校体制で取り組み、体力の向上を図っています。

方針と計画	施策
<p>○地域総合型教育を推進する一つの機会として、市民運動会やさわやかマラソン大会、中学校連合運動会を位置づけ、生涯スポーツの振興を図ります。</p> <p>また、スポーツ少年団及び中学校における部活動の連携を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携を強め、児童生徒の健康の増進と競技力向上に努めます。</p>	<p>◎地域総合型教育の推進 ※さわやかマラソン ○中学校連合運動会事業 ※総合型地域スポーツクラブの充実 ○各中学校総合体育大会等選手派遣費補助金 ○中学校連合運動会事業 ○部活動運営補助金 ○部活動強化対策費補助金</p>

(8) キャリア教育と職場体験学習の推進

変化の激しい社会の中で、児童生徒が希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくために、小学校からのキャリア教育（進路指導）の充実を図り生涯にわたって**学び続ける意欲の基盤と望ましい勤労観・職業観を育む**ことが求められています。

方針と計画	施策
○勤労観・職業観を 育む 指導や起業家精神を一層重視し、体験活動とも関連させた継続的・体系的なキャリア教育（進路指導）を小・中学校を通じて推進します。また、学校では生き方在り方指導の具体的推進を図るとともに、市内事業所等における職場体験学習による 学び の場を広げていきます。	○生徒進路指導補助金 ※青少年インターナショナルセミナー事業 ※職場体験活動の充実 ※職業人講話の推進

(9) 食農教育と食の伝統継承

飽食の時代にありながら、孤食や栄養バランスの問題等、食育指導の充実が求められています。その上で、いのちの根源である「食」とそれを支える「農」を学ぶ食農教育の必要性が、一層高まっています。

市内小中学校では学校給食の指導及び学校農園での作物づくりを通して、食農教育に取り組み、健康な体づくりと命の根源となる食と農の結びつきについて学習しています。

方針と計画	施策
○学校教育において「食農教育」という概念明確に位置付け、発達の段階を踏まえつつ学校の教育活動全体での取り組みを推進します。 ○食と農について体験する勤労生産学習と、人や自然の関わりから、いのちの尊さを学ぶ徳育を併せ持つ食農教育の充実に努めます。 ○勤労の喜びや収穫の楽しさ、また、農業の苦しさや厳しさを学ぶとともに、農業従事者の高齢化や農業後継者問題を考え、本市の食の伝統継承に繋ぐ教育を推進します。	◎食農教育の推進（幼・小・中） ◎学校給食事業（食育） ○給食記念週間と特別献立の実施 ○四季の献立と行事献立の実施 ○小中給食主任会の実施

(10) 読書習慣の確立と読書活動の充実

テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化等により、子どもの「読書離れ」が指摘されています。読書活動は、子どもが、言葉を**学び**、感性を磨き、表現力を高め、**創造力**を豊かなものにし、人生をより深く生きぬく力を身に付けていく上でも、一層重視されています。

方針と計画	施策
<p>○児童生徒の読書習慣の確立のため、読書の時間の確保や読書の機会の充実に努めます。また、児童生徒の読書活動を充実するために、学校図書館の充実に努めます。また、南陽市立図書館との連携強化を図り、読書推進計画の策定を行っていきます。</p>	<p>○図書購入事業（小・中学校） ○読書活動推進計画の策定 ○図書館教育の推進 ※南陽市図書館の活用推進</p>

2 きめ細やかな指導の充実

(1) 学校経営評価の充実

地域に開かれた学校づくりを進めるために、保護者や地域住民、学識経験者等より学校経営に助言、協力を得ることが必要となります。また、各学校では多角的、多面的な視点から経営評価を行い、教員の資質能力を高め、教育課題に対応した学校づくりと組織編成を進めることが大切です。

方針と計画	施策
<p>○地域に開かれた学校づくりを充実するため、教育委員会施策の点検評価の推進と実効性のある学校評価の推進を図ります。</p> <p>また、それらの評価を活かし教育課程の改善に取り組みます。そして、生きがい働きのある学校づくりのためにも教員評価（試行）を実施していきます。</p> <p>○学校教育課題の解決のために、学校評議員の適切な意見や助言を地域の学校づくりのために十分に活用します。</p>	<p>◎教育委員会点検評価の実施 ◎学校評価の推進 ○教育課程改善のPDCAサイクルの実施 ○教員評価（試行）の実施 ◎特色ある学校づくり事業の推進</p> <p>◎学校評議員制度の推進</p>

(2) 教育相談活動の推進と環境整備

発達段階に応じて主観的なものの見方や考え方から客観的に物事を見つめる力を鍛えたり、人間は元来弱い存在であることやその弱さを自覚し困難を乗り越えていこうとする気概や実践力を他とのかかわりの中で育んだりする心の教育が求められています。

方針と計画	施策
○市内全小中学校では、日常的に全職員体制で児童生徒の様子を観察し、適時教育相談活動を行う体制を強化していきます。また、実態に応じた定期的な教育相談アンケートを実施し、個の悩みや不安に丁寧な教育相談に努めていきます。	◎教育相談室事業 ○教育相談室指導員配置事業 ※県スクールカウンセラー配置事業 ※県教育相談員配置事業 ○学習アドバイザー配置事業 ○学習支援員配置事業 ○教育相談室専門員事業

(3) 心の教育の充実と教育相談事業の推進

昨今の社会情勢から、さまざまな問題を抱える児童生徒が増加している傾向があります。個に応じた望ましい生徒指導が円滑に行われるよう、各校で取り組むべき指導の重点を明らかにし、市内小中学校における共通実践を推進しています。

方針と計画	施策
○児童生徒に直接起因するものだけでなく、家庭的経済的背景に起因するものも含め、複雑に絡み合っていることから、各校の実践とともに南陽市教育研究所教育相談委員会において、心の教育の充実に向けて研究を重ねていきます。	◎教育相談室事業の推進 ◎教育研究所教育相談委員会の整備充実

(4) 確かな学級経営と担任力の向上

児童生徒の健全育成の土台となる学級経営の充実に向け、実態分析を生かした指導・支援を各学校で推進します。

方針と計画	施策
<p>○確かな学級経営こそ、安定した児童生徒の育成につながることを認識を一層深め、質問紙法による客観的な分析と実態に応じて、教員が個に応じた適切な教育相談、カウンセリングを行います。また、教員研修の充実を図り、温かな人間関係の構築に努めていきます。</p>	<p>○初任者研修（県・市・校内） ※経5・10年経験者研修（県） ※中堅教員研修会（県） ※担任力研修会（県） ※不登校発生予防研修会（県）</p>

(5) 教育相談室の基盤の拡充と経営の強化

南陽市教育相談室は南陽市総合保健福祉施設「わくわくセンター」内にあり、平成24年度より週5日開設し、4名の指導員が教育相談やカウンセリング、体験学習、教科学習、訪問学習、教育相談研修会などを行っています。また、電話相談も開設し、1名の専門委員が相談にあたっています。

方針と計画	施策
<p>○学校における指導支援だけでなく、南陽市教育相談室や専門機関からの指導・助言を生かしながら、家庭との連携を強化し、実態に応じた適切な指導を行います。また、開設日の増加も検討し、教育相談室の運営強化を図るとともに、教育相談室指導員による家庭訪問等の支援の拡充を図ります。</p>	<p>◎教育相談室事業の推進 ○教育相談室指導員配置事業 ※県スクールカウンセラー配置事業 ※県教育相談員配置事業 ※児童相談所との連携推進 ※家庭児童相談員との連携 ○学習アドバイザー配置事業 ○学習支援員配置事業 ○教育相談室専門員事業</p>

(6) 教育相談関係職員の連携と保護者への継続的な支援

現在、市内中学校3校には、2名のスクールカウンセラーと1名の県教育相談員、小学校には1名の子どもふれあいサポーターが配置され、児童生徒への教育相談・カウンセリング、保護者や教員に対する助言、援助を行っています。

方針と計画	施策
○各校に配置されるスクールカウンセラーや教育相談員との十分な連携、協力を努めます。また、児童生徒の心の変容や思春期の対応の在り方等、保護者が理解を深め適切に対応できるよう、懇談会や講演会を開催し、保護者への継続的な支援に努めます。	○教育相談委員会の充実 ※県スクールカウンセラー配置事業 ※県教育相談員配置事業 ※児童相談所との連携推進 ※家庭児童相談員との連携 ○教育相談室専門員事業

(7) 不登校やいじめ未然防止と適応指導の充実

不登校やいじめの未然防止には学級経営が基盤になることを再認識し、学級内の温かな人間関係の構築の強化に努めています。また、予防的開発的生徒指導を行い、全校体制が機能する学年学級・学校経営の充実に努めています。

方針と計画	施策
○不登校やいじめの未然防止と学校不適応を示す児童生徒に対し、効果的な適応指導を行うため、校内での支援会議に市教育相談室指導員が参加・協力し、具体的な対応策について検討できるよう学校へ指導・助言します。	○教育相談室事業の充実 ○教育相談室の学校及び家庭訪問の推進 ○校内教育相談関係会議の推進 ○各校の教育相談の推進 ○教育相談室と各校教育相談担当者並びに養護教諭との連携推進

(8) 家庭教育への支援・援助

発達段階に応じた支援を必要とする児童生徒やその保護者に対し、適切な支援ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、望ましい家庭教育についても適切な指導・助言を行っていきます。

方針と計画	施策
○平成24年度からは、南陽市教育相談室が週5日間（平日）開室となります。また、毎月第4木曜日に健康長寿センターにて、3名の臨床心理士による「そだちところの相談」を実施し、希望する児童生徒・保護者への相談活動を行っています。	○市教育相談室の充実 ○電話教育相談の推進 ※そだちところの相談

(参照 第一編 総論 p15)

3 特別支援教育の充実

平成16年改定の「新障がい者基本法」、平成17年4月施行の「発達障がい者支援法」等による障がい者への支援体制の変化を踏まえて、教育の制度や施策等においては、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られ、平成18年より障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援をそれぞれの場で行う「特別支援教育」に改められました。それに伴い「特殊学級」は「特別支援学級」に、「盲・聾・養護学校」は「特別支援学校」に変わりました。

(1) 特別支援教育の推進と研修の充実

障がいのある幼児・児童生徒の自立や、社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

方針と計画	施策
○特別支援教育への理解の推進を図り、きめ細やかな教育を一層充実させていきます。そのためにも、教職員一人ひとりの資質を高め、個に応じた指導法の研究を進め、積極的に研究授業を行う等、校内外において、実践的な研修の場を設けていきます。	○特別支援教育コーディネーター複数設置 ○校内就学指導委員会の開催 ○家庭児童相談員との連携 ○学習支援員配置事業 ○小中教育研究会教科等部会・教科外部会の充実 ○特別支援教育研修会の参加促進

(2) 特別支援学級担当教員の専門性の向上

本市における特別な教育的支援を必要とする児童生徒は増加の傾向にあります。これは、全国や山形県でも同じ傾向にあります。

平成23年5月1日現在、通級による指導教室が1教室、知的障がい特別支援学級が10学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級が4学級、肢体不自由特別支援学級が1学級、病弱特別支援学級1学級、合計1教室16学級の開設しており、在籍者数が42人となっています。また、通常学級在籍でも、特別な支援を要する児童生徒が増えている傾向があります。

方針と計画	施策
○特別支援学級担当教員の専門性を高めるため、市内小中学校担当教員の交流を図ったり、特別支援学校のセンター的機能を活	○特別支援教育コーディネーター複数設置 ○学習支援員配置事業 ○小中教育研究会教科等部会教科外部会の充実

<p>用したりしながら研修の場を設けていきます。また、小学校就学前から、福祉課等関係各課、関係機関との連携を強化し、支援が必要な幼児・児童生徒の早期把握と保護者との十分な連携を図っていきます。</p> <p>さらに、各学校における施設設備の充実を図っていきます。</p>	<p>◎特別支援教育課程研究協議会の参加促進 ※にここに相談（県） ※アシスト事業（県）</p>
---	--

（３）個に応じた指導・支援の充実

各施設では、特別支援教育に関する校内での体制づくりのため、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターが指名されています。特に学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に校内における「実態把握」が行われ、校内委員会により特別な教育的支援の在り方の検討がなされています。

方針と計画	施策
<p>○特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会を機能させ、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用することで、個に応じた指導・支援の充実に努めます。</p>	<p>◎特別支援教育コーディネーターの充実 ○校内就学指導委員会の開催</p>

（４）自立への教育的支援と特別支援教育の啓発

特別支援教育への理解と啓発を進めていくとともに、学校不適応やひきこもり等を未然に防ぐためにも、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を一層進めていく必要があります。また、保護者や地域に対して、どのように特別支援教育への理解と啓発を進めていくか、共通理解を一層深めていくことも課題となっています。

方針と計画	施策
<p>○保護者や地域に対して、特別支援教育の理解推進を図る手立てを講じて、地域全体で児童生徒を見守っていただけるように働きかけていきます。また、学校においては、「交流及び共同学習」を積極的に推進し、相互理解を一層促進し、自立及び社会参加できる子どもたちを育てていきます。</p>	<p>◎特別支援教育の充実 ※交流及び共同学習の実施 ○学習支援員配置事業</p>

(5) 就学時教育相談の推進

就学前より「就学時に係わる教育相談」を児童、生徒本人及び保護者と行い、学習環境の整備や入学準備について検討を重ねる必要があります。入学後においても、継続的な教育相談を行う必要があります。

方針と計画	施策
○必要があった時に、速やかに支援を開始できるように、医療・福祉・教育等の関係機関の連携を強化し、乳幼児期の健診等を踏まえて、就学時教育相談を進めていきます。入学後においても、「個別の教育支援計画」の定期的な見直し等を通じた継続的な教育相談を行っていきます。	◎教育相談の充実 ○就学時健診の充実 ○教育相談に関わる備品の整備充実

(6) 就学時教育相談事業の充実

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、市教育委員会が地域や学校の実情に応じ、より柔軟に学級を編制できるようになったことを受け、児童生徒の就学時教育相談の役割がより一層重要となります。

方針と計画	施策
○就学時の教育相談では、学校及び関係機関との連携を進めることで、支援方法の検討を行い、また、幼保小中の連携により、児童・生徒の入学準備に取り組んでまいります。また、各校における就学指導委員会の機能強化とともに、一層の連携を図りながら、就学についての指導を行います。	◎就学相談の充実 ○就学時健診の充実 ○教育相談に関わる諸検査の充実

(7) 特別支援学級就学の奨励

特別支援学級及び特別支援学校への就学、その後の経過における保護者の心理的、経済的負担に対して、軽減の措置に配慮する必要があります。

方針と計画	施策
○特別支援学級就学の児童・生徒に対して、「特別支援教育就学奨励費」制度を促進し活用し、保護者の経済的負担を軽減します。 また、特別支援学校就学の児童・生徒に対して、福祉課や関係各課等と連携を図りながら、通学保護者への負担軽減に配慮していきます。	○特別支援教育就学奨励費

(8) 特別支援教育推進のための教育環境整備

特別支援学級等に在籍する児童生徒の障がいの多様化や重度化、また、保護者の考え方の多様化を受け、個々に適した特別支援学級の設置を促進するとともに、施設の整備充実を図ることが必要となっています。

方針と計画	施策
○学習環境の整備として、各学級の施設・設備及び教材・備品の整備に努め、児童生徒にとって、学習しやすい環境を作っていきます。また、人的な環境整備として、学習支援員等を配置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、適切で丁寧な対応を行っていきます。	○特別支援教育就学奨励費

(9) 学習支援員の活用と充実

通常学級の授業活動の中で、その子にあった個別の指導や支援が必要な子どもが増加しています。その子の学習状況に対応して、学習面、生活面でのきめ細やかな指導の必要性が年々高まってきています。

方針と計画	施策
○常学級での一斉授業を行う際に、きめ細やかな学習指導、生活指導を充実するために学習支援員を配置し、通常学級での学習環境、生活環境を改善する。また、特別支援教育との間に立って、その児童や学習内容にあった指導を推進する。	◎学習支援員配置事業

4 幼保小中一貫教育のねらい

子どもの成長や発達に個人差はあるものの、以前よりも子どもの身体的成長は早まり、身体の成長と心の成長のバランスのとれた子育てが大切になっています。また、豊富な食生活や情報環境、また家庭の教育力の問題も含めた生活環境の変化に対し、家庭との連携強化の上で、幼児期の教育の重要性が一層求められています。

子どもたちの夢をより確かに育むためにも、学校段階間の一貫性や**学び**の連続性、そして、学校間の連携に留意していく必要があります。そこで、幼児期の教育から義務教育修了時までの子どもの成長を連続してとらえ、学校段階を一貫した教育の推進が学校教育課題の解決と子どもたちの安定した成長につながります。 (参照 第一編 総論 p15)

(1) 子どもたちの自主性・主体性の伸長のために

方針と計画	施策
○生涯を見通した学習について、学校だけでなく、家庭でも共通認識や共通理解を深め、発達段階に応じた計画的、系統的な教育の確立を大切にしていきます。 ○子どもたちの自主性・主体性の伸長を図る幼保小中一貫教育の充実及び推進を図っていきます。	○幼保小中一貫教育事業 ○地域総合型教育推進協議会の設置 ○自発的自主的な生徒活動の推進 ○児童会活動、生徒会活動の推進 ○社会参画活動の推進 ○教育指導員制度の活用

(2) 学校教育課題の解決

これまでは、家庭でのしつけを含め、幼児期の教育、また小学校教育や中学校教育では、それぞれの目的のもとに進められてきました。しかし、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等の諸課題が発生し、学校間の滑らかな接続に向けた取り組みが求められています。

方針と計画	施策
○各施設における目的やねらいを十分に達成するためにも、それぞれの教育についての理解を深め、教育観・指導観の共有を図っていきます。その上で、多くの指導者の目で子どもたちを見守りながら、系統的な教育を進める幼保小中一貫教育の充実を図っていきます。	◎幼保小一貫教育の推進 ◎小中一貫教育の推進 ○幼保小連携プログラムの活用 ○南陽市幼児教育連絡協議会 ○幼保小一貫教育アドバイザーの設置 ○小中一貫教育アドバイザーの設置 ○小中一貫教育事業の推進

(3) 幼児期の教育と児童期の教育の接続

平成22年度に、南陽市内すべての小学校、幼稚園、保育所、児童館の担当者、そして教育委員会、福祉課、保健課の担当者による南陽市幼児教育連絡協議会が発足しました。平成23年度は年4回実施し、幼保小中一貫教育に向けた共通理解や教育観・指導観の共有を行いました。その具体的推進が求められています。

方針と計画	施策
○南陽市幼児教育連絡協議会では、単に幼児・児童の情報交換に終わることがないよう、具体的なテーマをもとにした研修を行い、それぞれの教職員の教育観・指導観の共有に努めていきます。また、望ましい幼児期の教育の在り方や児童期の教育との接続について、研修を深めながら、発達段階に応じた望ましい教育を推進するための南陽市幼保小スタートプログラムの策定を行っていきます。	◎幼保小中一貫教育推進事業 ◎南陽市幼保小スタートプログラム ◎南陽市小中一貫教育推進プログラム

(4) 幼保小中一貫教育カリキュラムの検討

中学生による幼児施設等での体験授業や年長児（就学児）の入学前の小学校体験入学等が、市内各施設で行われ、連携強化は進められています。子どもたちにとっては、学習内容や生活リズムの変化に馴染むことができ、小学校入学や中学進学時の幼児・児童の不安感を解消することにつながっています。

方針と計画	施策
<p>○幼保小中一貫教育では、幼児期に加え小中9年間の義務教育期間において、学習の系統性を考慮した教育課程（教育カリキュラム）を検討していきます。日々の生活を土台にした学習の在り方やその積み上げ、必要に応じた学びなおしを意識した教育課程を工夫するとともに、各教育施設教職員の指導法の特性を互いに学び、確かな学力を発達段階に応じて身につけていくようにします。</p>	<p>◎幼保小中一貫教育推進事業 ○小中連携授業の推進 ◎南陽市幼保小スタートプログラム ◎南陽市小中一貫教育推進プログラム</p>

(参照 第一編 総論 p15)

(5) 評価・検証と学校研究の活性化

授業のみならず教育活動全体を見通した教育実践の改善改革を図るとともに、幼保小中一貫教育推進につながる研修の場の拡充を図る必要があります。

方針と計画	施策
<p>○各中学校区において推進される幼保小中一貫教育の具体的な取組を検証・評価する場を拡充し、効果的な実践事例等を各種研修会等で紹介し、課題解決につながる学校研究の活性化を図っていきます。</p>	<p>◎幼保小中連携授業の推進 ○地域総合型教育推進協議会 ○南陽市幼保小中一貫教育事業 ◎南陽市幼保小スタートプログラム ◎南陽市小中一貫教育推進プログラム</p>

5 南陽市の教育を考える場の設置

毎日、意図的、計画的に行われる多くの生涯学習プログラムには多くの市民が参加しています。さらに生涯学習の輪を広げなくてはなりません。また、第5次南陽市総合計画にもとづく三つの人づくりを機会あるごとに広報し、普及しなくてはなりません。

ふるさとづくり、まちづくりにかける意欲は、多くの情報の中から生まれてきます。まちづくり情報や生涯学習の情報や活かし、気軽に参加できる機会と場の創造が求められています。

方針と計画	施策
○市報やメディア、施設だよりや公民館だより、市民や子どもたちの活動やその活躍を紹介するとともに、広く市民に生涯学習等への参加の機会をお知らせしながら、学校施設開放、社会教育施設の活用機会を増やし、積極的に生涯学習機会の推進を図ってまいります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎生涯学習推進の取り組み ○南陽市教育振興審議会 ○南陽市地域総合型推進協議会設置 ◎社会教育委員会の充実

6 規範意識や公共性の一層の醸成

新しい未知の課題に対応する力が一層求められています。また、将来の職業や生活を見通し社会の一員としてルールを守り、自立するために必要な体験や経験の場が必要です。

それらのためにも自治活動や主体的な校外活動の推進、ボランティア体験の推進、社会参画活動の充実を通して、道徳の価値項目を含んだ出来事や事物に触れ、気づき、実践に生かして行けるような体験的な道徳教育を推進する必要があります。

方針と計画	施策
<p>○発達段階に応じ、児童生徒個々の生き方・在り方を自覚させることや、規範意識や公共性の一層の醸成を図ることを重視し、社会の一員として果たすべき役割を実践する力を育成していきます。</p> <p>また、徳育は、「社会が理想とする人間像を目指して行われる人格形成」の営みとして、どの時代どの社会においても行われてきたものであり、社会集団の中で生活するために不可欠です。共通のルールを守ることや他人を思いやるといった道徳性の継承を発達段階に応じて醸成していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎徳性・心の教育（徳育）の推進 ◎自治活動の充実 ◎社会参画活動の推進 ◎ボランティア体験の推進 ◎キャリア教育の推進 ◎道徳教育、人権教育の推進 ◎生徒指導及び進路指導の充実 ○小中学生議会事業

7 学校教育と家庭教育の連携強化

学校教育と家庭教育をつなぐための具体的取り組みが求められています。学校教育に期待することや家庭教育に協力を求めることを共有し合うことが一層大切になっています。

方針と計画	施策
○学校教育で大切にしていることの一層の理解とともに、家庭教育に協力を求めることについて、児童生徒の活躍の姿を通して、家庭に 伝える 場の工夫や家庭との連携強化に努めていきます。	◎学校教育へ保護者の支援・協力の推進 ※父母と教師の会の充実 ○なんようえくぼプランの推進（学校週5日制対応から生涯学習への推進へ）

8 学校教育と青年教育のつながり

青年教育の活動が、学校教育の活性化や児童生徒の意欲喚起につながっています。また、青年に市民意識の醸成とともに、子どもたちにも愛郷心を**育む**ことが重要となってきます。

方針と計画	施策
○社会学融合の理念のもと、学校教育と青年教育のつながりを一層深めていきます。 ○青年教育の諸活動へ参画する意欲や態度を醸成し、諸活動の活性化を図ります。 ○青年教育の諸活動へ中学生や高校生が参画できる環境を整え、意欲や態度を養成する	◎青年教育と学校教育との連携と連動 ※青少年社会力の推進事業 ※青年教育推進事業

9 安全教育の徹底

(1) 防災教育の推進

幼児施設や学校において、幼児・児童生徒等が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは公教育の実施において不可欠であり、災害時を想定しての避難訓練や不審者対応訓練が定期的に行われています。

方針と計画	施策
○学校における防災教育は、様々な災害発生時における危険について正しく理解し、適切な行動や対応がとれるような体制を強化していきます。また、学校を拠点とした防災教育プログラムを地域住民と協働して実施したり、学校支援対策本部を設置したりするなどの具体的対応を検討していきます。	◎防災教育の充実 ○避難訓練の充実・実施 ○学校災害対応マニュアルの整備 （地震・火災・その他） ○防災教育プログラムの設置 ○学校安全教育の推進 ○不審者対応訓練の実施 ○緊急連絡網の整備

(2) 危機管理能力の向上

自らの安心・安全を図ることができる危機管理能力を育むための教育を推進することが必要です。また、各学校において、事件あるいは事故に対して、幼児・児童生徒等の安全の確保が、的確になされることが一層求められています。

方針と計画	施策
○児童生徒自身が危険を予測し、回避する力を身につけるための望ましい指導の在り方について、改善・検討していきます。また、教職員における危機管理能力の向上を図るため、各種校内研修の充実を図り、危機管理能力、危機予知能力、危機回避能力の充実を図っていきます。	◎防災教育の充実 ◎リスクマネジメントの推進 ○教職員研修の充実 ○緊急時対応マニュアルの整備

※ リスクマネジメント：考えうる危機的な事態を回避、あるいはそのことによる被害を最小の費用で最低限にとどめよるための仕組みや活動のこと。

第4節 教育環境の整備

南陽市の人口は、ここ30年では37,146人（昭和60年）をピークに減少傾向で推移しています。また、平成2年に15歳未満の子ども人口の割合と平成2年に65歳以上の人口の割合が逆転して以降、少子高齢化が進行しています。

南陽市内の小学校は8校設置されており、一方中学校は中学校再編整備事業により、平成22年度から3校に統合され、新たなスタートをきりました。

平成24年4月1日現在、市内小学校児童数は1,775人、市内中学校生徒は925人となっております。学級数については、小・中学校とも若干の増減が見られますが、小学校では89学級、中学校では37学級を上限として推移すると思われています。

1 小中学校の適正配置と学区の編成

小学校数は、山間部を含み全市的に分散されているため、市街地を除いてほとんどが単学級か複式学級（小学校3校）の小規模校であります。小滝小学校、荻小学校では全学年が複式学級か児童のいない学年で、平成23年度からは中川小学校が一部複式学級となっています。また、漆山小学校・梨郷小学校では各学年単クラスであり、今後、これらの学校の教育活動が、効果的に行われるように配慮した施策が必要となっています。

（1）小学校の適正規模、適正配置

方針と計画	施策
○教育の機会均等の原則に立ち、子どもたちの学習の充実の観点から、適正配置の検討を行います。さらに、教育力の向上と学校経営の効率化並びに施設・設備の効果的利用を図るため、適時、適正規模を検討します。	◎（仮称）教育振興検討委員会準備会の設置 ◎（仮称）教育振興検討委員会の開催

（2）学校の適正配置や学区の再編成

少子高齢化が進行する中で市内小中学校の児童生徒数は、全国的な推計と同様の傾向で減少していくものと思われています。今後とも、将来の児童生徒数の動向を踏まえながら、中・長期的な展望に立って、学校の適正配置を考慮した統廃合、学区の再編成を検討する必要があります。

方針と計画	施策
○学校の適正配置や学区の再編成にあたっては、地域社会の教育課題、住民の意向や	◎（仮称）教育振興検討委員会準備会の設置 ◎（仮称）教育振興検討委員会の開催

市の総合的な将来展望も十分考慮しながら進めます。	
--------------------------	--

2 防災対策及び安全管理の充実

(1) 防災対策と環境整備

学校において児童生徒が安全で安心な環境で学習活動等に励むことができるようにすることは、教育の現場において不可欠なものであります。本市においては、平成23年度末をもって耐震化率100%の整備が完了しましたが、東日本大震災を教訓に、学校施設を地域の防災拠点として必要な機能を備えておくことが課題なっています。

方針と計画	施策
○学校施設は、安全な教育環境の確保が基本であります。また災害発生時には応急的避難場所としての役割を果たすため、公立学校施設整備※の基本方針・計画に基づき、非構造物耐震性の確保、必需品の備蓄やライフラインの確保等、安全な建物の整備に加え、防災機能の強化を図ってまいります。 ※公立の義務教育諸学校施設の整備に関する施設整備	◎大規模改造工事の実施 ○非構造物・設備の補強整備 ※防災機能の強化・整備

(2) 通学路を含めた安全確保のための環境整備

学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路での児童生徒に被害が加えられる事件、校舎等からの落下事故や遊具による事故が発生していること、また児童生徒の登校中の交通事故、さらには地震や台風等の自然災害時の事故等の発生も懸念されることから、通学路を含めた学校の児童生徒の安全を確保することが課題となっています。

方針と計画	施策
○学校において、事件、事故または災害時に対する児童生徒の安全をどのように確保するかが重要となっています。地域や各行政機関と連携しながら、屋外施設及び通学路等を含めた学校環境の整備を推進します。	○通学路の安全点検及び改良の実施 ○遊具等の定期的安全点検 ○施設保全の適正管理 ○施設老朽化の改修

(3) 地域の教育施設と安全確保の推進

東日本大震災では、電話等の通信網及び交通網が遮断された状況で、保護者との連絡が困難になる等、幼児・児童生徒の安全な下校や引き渡しができない課題が浮き彫りとなってきました。

このような場合にあつては、安全が確認できるまでは、施設が一時的な避難や情報の発信場所となることから、緊急時の具体的な手法や手順等の対応策を整備することが課題となっています。

また、学校と家庭・地域及び自治体との協力体制の構築により、児童生徒等の安全確保がより図られるものと期待できます。

一方、災害時には児童生徒自らが危険を避け、安全な行動ができる力を育成して行くことも求められています。

さらには、健康で安全な生活を生涯にわたり送るための基礎を培い、また安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような、資質や能力を主体的に育てることが求められています。

方針と計画	施策
<p>自然災害だけでなく突発的に発生する事件・事故においても、幼児・児童生徒の安全確保に努めなければなりません。</p> <p>そのための日常の施設・設備の安全点検が重要となっています。</p> <p>そして、各学校の実態に応じた対応を基にしながら、多様な場合にも効果的に対処できる対策としての災害訓練の実施、地域との協力体制、防災（緊急時）マニュアルの整備を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none">◎施設における防災計画の推進○施設・設備の定期的安全点検の実施○災害訓練の実施○地域消防組織及び地域社会との連携○防災マニュアルの整備・見直し○防火管理者の必置推進○南陽市ハザードマップの活用

3 情報機器及びネットワークの整備充実と情報教育の推進

(1) 計画的な環境整備と情報活用能力の向上

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性が増している現代社会において、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質は、読み、書き、算盤に並ぶ基礎・基本として位置づけられるようになっていきます。そのため、学校教育の場で、社会生活で最低限必要な情報活用能力を身に付けさせて社会へ送り出すことが、学校の責務となっています。

方針と計画	施策
○教育の情報化を推進する基礎として、情報端末の整備充実が必要不可欠です。また、情報端末を有効に活用するために、高速ネットワーク環境の整備が前提になります。そこで、情報端末整備計画を策定し、計画的な環境の整備を行っていきます。	◎教育研究所情報委員会の充実 ○教職員 ICT 研修会の開催 ◎情報端末整備計画の実施 ○教育用 PC 更新事業 ○教職員用 PC 配置事業

(2) 高度情報化社会の進展と情報通信技術の活用

高度情報化社会の進展にあわせて、教育の情報化を推進していく必要があります。具体的には、3つの側面を通して教育の質の向上を目指す必要があります。

- ①情報教育の充実
- ②教科指導における情報通信技術の活用
- ③校務の情報化

方針と計画	施策
○児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、情報教育の充実を図るとともに、各教科等での情報通信技術の活用を推進していきます。	◎情報教育の推進 ○教育研究所情報委員会の充実 ○教職員 ICT 研修会の開催

(3) 情報モラルの教育と普及啓発

市内小中学校の情報機器は、各校1クラス分の情報端末を情報教室に配置しています。職員室には、公用の情報端末は数台が配置されているのみであり、各教室における教科指導で使用できる情報端末も十分ではありません。教育の情報化を推進するため、情報機器の設置状況の改善が求められています。

方針と計画	施策
○情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を養う児童生徒への情報モラル教育、教員や保護者への情報モラルの普及啓発、有害環境対策を講じます。また、情報セキュリティの確保のため、高度な情報管理能力を持った教員の育成を行っていきます。一方で、学校が保有する情報資産を守り、適切に管理するため、情報セキュリティ対策を実施します。	◎情報教育の推進 ○情報モラル教育の充実 ○教育研究所情報委員会の充実 ○教職員 ICT 研修会の開催

4 学校施設の整備と社会教育への共用

本市における学校施設整備は、現在の少子高齢化社会への移行、情報通信技術による改革、地球環境保護意識の高まり等、様々な変化が生まれている中で、教育内容の厳選、道徳教育の充実、国際化、情報化への対応が急務になってきています。また、各学校の特色ある教育を推進するために、創意工夫を重ねていくことを基本理念とする新学習指導要領が実施されることを踏まえ、次の課題を解決したいと考えています。

(1) 公立学校施設の計画的な再生整備（改修）等や適切な維持管理

学校施設の老朽化については、できる限り多くの施設を効率的に改善するとともに、国・地方を通じた厳しい財政事情を踏まえ、将来の膨大な整備需要を抑制するためには、計画的な再生整備（改修）の推進が必要になっています。

方針と計画	施策
○老朽化した公立学校施設の計画的な再生整備（改修）等や適切な維持管理と、非構造部材の耐震対策の推進を図ります。	◎小中学校施設設備工事 ○沖郷中学校校舎増築工事 ○漆山小学校グラウンド整備事業

(2) 環境教育の推進

学校施設について、我が国の温室効果ガスの削減目標に貢献するとともに、学校施設や地域を教材として活用した環境教育を推進する必要があります。

方針と計画	施策
○公立学校施設の再生整備（改修）等に際して、環境に配慮して温室効果ガス削減に貢献するなど、環境負荷の低減、教育環境の改善にあわせて建物の耐久性の確保を図ります。	◎環境教育の推進 ○ごみ削減運動 ○節電の取り組み ○エコスクールの取り組み

(3) 防災に関する情報発信と施設利用の推進

公立学校施設は、公教育を支える基本的施設であると同時に、地域住民にとって最も身近なコミュニティの拠点、地域の防災拠点としても重要な役割を果たしているため、地域に密着した社会資本として、有効に活用していくことが極めて重要であり、より一層推進を図る必要があります。

方針と計画	施策
○地域・学校連携施設の整備目的、利用に供する施設、利用可能な日時等の施設利用に必要な情報を、ホームページ等を活用するなどして、地域住民に対し積極的に周知するとともに、連携施設を利用して行う諸活動についても積極的に情報発信すること等により連携施設の利用の促進を図ります。 また、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換を図ります。	◎ホームページの充実と活用推進 ○南陽市防災計画の周知・活用 ○南陽市ハザードマップの活用 ◎防災施設としての活用と整備

5 学校給食の整備充実

食文化が多様化する中で、特に子供たちの食生活の乱れや肥満又は痩身の傾向が拡大しています。本来の家庭を中心に食生活の指導を行うことが難しくなっており、学校、家庭、地域が連携し、次世代を担う子供たちの健全な心身の形成のため、食に対する正しい知識と望ましい食習慣が身につけることができるよう、学校における食育の推進が求められています。

(1) 食育・食農教育の推進

方針と計画	施策
<p>○学校給食を通し、地域と結びつく食育教育を進め、健康で健全な身体を造るための食事、習慣、確かな知識を身につけさせ、国際人としてまたスポーツ、文化のリーダーとして次世代を担う子供たちの育成を目標としていきます。</p> <p>○食育の推進については、食に関する知識だけでなく、地域生産者との関わりの中で幼少期からの農業体験活動等を推進し、農産物などの地域食材への理解を深め、学校給食を生きた教材として活用します。また、地場産物や郷土に、伝わる料理等を取り入れ、地域の食文化の伝承につなげるなど、児童生徒が郷土に関心を寄せる心を育むと共に、家庭でも実践できる食習慣の形成に努めます。</p>	<p>◎食育・食農教育の推進</p> <p>○学校給食事業の推進</p> <p>○職場体験活動の推進（農業体験）</p> <p>◎地域の食文化の伝承</p> <p>◎愛郷心の育成</p> <p>◎食習慣の形成</p> <p>○家庭献立表の配付</p> <p>○給食便りの配付</p> <p>○一口メモの配付</p> <p>○ベジタブル通信の充実</p>

(2) 地産地消の推進と学校給食

食糧自給率の向上は、個々又は地域の食生活においても重要な要素の1つです。本県は食糧供給県として134%の自給率を達成しておりますが、魚類等冬期間は十分とはいえぬ食材も多くあります。まずは、地元で生産されている食材を認識し献立をたてていくこと、給食に利用できる数量及び品質を確保すること、確実な供給ができること等、課題を整理しなければなりません。

方針と計画	施策
○地産地消の推進を図るため、お米や野菜など契約栽培による供給を推進し、地場産品、旬の食材をより多く活用し、新鮮かつ、安全で安心して食べられる食材を使用します。また、栄養バランスの良い魅力あるおいしい給食となるように、メニューや調理方法の工夫に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校給食事業 ○献立検討委員会 ◎地産地消の推進 ○米粉利用推進事業 ○市内統一献立の実施 ○給食記念週間と特別献立の実施 ○四季の献立と行事献立の実施 ○小中給食主任会の実施 ○食農教育の推進 ○南陽市給食特定野菜の会の推進 ※学校給食用パン・米飯品質向上協議会

(3) 安全安心な給食の実施

現在中川小学校及び荻小学校では自校給食であり、隣接児童館への配給も行っていますが、その規模は100食、50食と小規模です。今後児童数の動向や施設の維持運営を総合的に勘案し、給食の方法を検討することが必要となってきています。

方針と計画	施策
○児童生徒数の減少傾向が続く状況を踏まえ、今後施設の能力や運搬時間等を検討しながら、衛生的かつ安全な共同調理方式(分散型)による対応を検討していきます。また、食器や機器の更新、作業の効率化、衛生管理の強化など、安全安心な給食の実施のため年次計画を策定し整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○小中給食主任会の実施 ○学校調理技能士部会 ○学校給食用食品の定期点検の実施 ○細菌検査及び残量検査の実施 ○学校給食試食会の実施 ※山形県学校栄養士等研修会 ※山形県衛生管理研究会の参加 ※学校給食モニタリングの実施検討

第5節 教職員の資質向上

1 学校教育の充実と活性化

(1) 教育課題解決に向けた学校研究

特色ある学校経営の推進にあたり、学校の課題や実態に応じた研究が進められ、教職員一人ひとりの学校経営参画意識を高め、学校全体として研究成果を積み上げていけるような工夫が求められています。

方針と計画	施策
○これまで、学校毎に研究を重ねてきましたが、今後、中学校区毎に課題を分析・共有しその解決に向けた学校研究をすすめていきます。これまでの教育委員会委嘱研究も内容を焦点化・重点化し、特色ある学校経営とともに、教育課題解決に向けた学校研究を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎幼保小中一貫教育の推進 ○南陽市教育委員会委嘱研究校（小・中） ○校内研修の推進事業 ○特色ある学校経営事業 ○教育委員会点検評価の実施 ○幼保小中一貫教育事業

(2) 学校研究の充実に向けて

学校研究の充実に向けて、適切な研究主題の設定のもとに授業研究会や理論研修会が意図的計画的に行われています。目の前の児童生徒に、どのような力を育てていけばいいのかを明確にしながら、児童生徒の具体的な姿の変容をもとにした改善改革に努めていかなければなりません。また、校内研究会の活性化を図るため、ワークショップ型研修会等、教職員一人ひとりの主体的な参加が促される取組が増え、具体的な視点に沿った協議がなされるようになってきています。

方針と計画	施策
○教育課題解決にむけて、教職員一人ひとりの資質向上のために、適切にOJTに努めていきます。それにより、「生きがい 働きがい」のある学校づくりにもつながり、ひいては信頼される学校づくりにつながります。※OJT=On the Job Trainings 具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動のこと。	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校マネジメントの導入 ◎幼保小中一貫教育の推進 ○南陽市教育委員会委嘱研究校（小・中） ○校内研究の推進事業 ○特色ある学校経営事業 ○教育委員会点検評価の実施 ○幼保小中一貫教育事業

2 南陽市教育指導員制度の充実

本県では、公立小中学校教員のうち50歳以上の割合が、小学校39.6%（2001年度は14.4%）、中学校29.4%（同14.1%）であります。今後10年間で多くの教員が定年を迎え、教員の補充とともに、知識、技能の伝承が必要となります。

（資料：2011.7.20 山形新聞より・2010年度学校教員統計調査：中間報告）

平成23年度より南陽市教育委員会では各小中学校長推薦のもと小中学校教員を対象に「南陽市教育指導員」を委嘱し、校内研究会、学校間・異校種間の研究協力、小中一貫教育をスタートしました。この教育指導員制度の目的として、教育水準の維持と高揚、学校教育における諸課題等の解決、指導員自身の研修による指導力向上があげられます。

方針と計画	施策
<p>○校内研究会を開催するにあたり、当該校教職員のみで行うのではなく、可能な限り当該中学校区並びに幼児施設との連携を図り、複数の目で子どもたちを見守り育てていく視点場を共有します。</p> <p>○教育委員会指導主事や教育事務所指導主事等による講師だけでなく、南陽市教育指導員や実践力のある教員を講師にしながら、互いに学び合いながら研究の活性化を図ります。</p> <p>○計画的な研修や現職研修とともに、伝習と交流を主に、幼保小中一貫教育の推進事業をはじめとし、日常的に若手、中堅に指導を行い、縦横に織りあげる布のように自主的な研修の機会を増やし、さらに校内外の教育指導員制度の充実に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>○南陽市教育委員会委嘱研究校への協力</p> <p>○幼保小中一貫教育への活用</p> <p>○校内研究会・校内研修会への活用</p> <p>○ジュニアサイエンティストプログラムでのコーディネーターとしての活躍</p> <p>○教育指導員制度の実施・充実</p> <p>○教育委員会点検評価の実施</p>

3 教育研究所（小中教育研究会）の充実発展

（1）組織改編と運営強化

南陽市中学校再編統合を機に、平成22年度より、南陽市教育研究所と南陽市小・中教育研究会が統合し、南陽市教育研究所として各種事業を推進しています。そして、発達段階に応じた指導の在り方を小中学校の教職員が一緒になり、研究に励んでいます。

方針と計画	施策
○南陽市教育研究所と小中教育研究会を一体化した組織・機構の見直しを図り、より教育効果の高い機関への改編を進めていく。それに伴い、南陽市教育研究所はより実態に合った組織改編・運営を図り、運営を強化していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育研究所三役会の設置 ○教育研究所小中教育研究会の設置 ○同 小中教育研究会監事の選任 ○同 小中教育研究会の充実

（2）主体的な研究の場としての小中教育研究会

小中教育研究会は大きく、教科等部会と教科外部会に分けられ、小中学校教員がともに「南陽市の教育」の具現化を図り、学校教育活動全領域にわたる主体的な研修を重ね、実践的指導力の向上に努めています。

方針と計画	施策
○小中教育研究会では、教科等部会・教科外部会を設定し、南陽市教職員の主体的な研究の場としての充実を図ります。 そのため、小中連合校長会との連携を強化し、成果のある実践研究が推進できるようにしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎南陽市教育研究所三役会の設置 ◎教科等部会・教科外部会の充実 ○外国語活動に関する研修会の実施 ○三教科実技研修会の実施 ○南陽市教職員研究発表会の充実

(3) 教科指導等に関する研究の充実（教科等部会と教科外部会）

小中教育研究会教科等部会では、教科を中心とした9部会を設定し、小中学校全教員がいずれかの部会に所属・運営のもと、年2回の研修会を開催しています。このうち1回は、授業を通じた研修を行い、指導の改善改革に努めています。また、小中教育研究会教科外部会は、教科以外に13部会を設定し、小中学校の代表者による部会の組織・運営のもと、年2回の研修会を開催しています。

方針と計画	施策
○小中教育研究会各部会では、授業を中核にした実践研究を通して行い、具体的な子どもたちの変容から望ましい指導の在り方について研修していきます。その際、小中の教員が一緒になって、発達段階に応じた教科指導の在り方や系統的な指導の在り方について研究を深めていきます。	◎教科等部会・教科外部会の充実 ○外国語活動に関する研修会の実施 ○三教科実技研修会の実施

(4) 各教科の専門性の向上や指導観・教育観の共有化

小中学校教職員の研修の場として充実・発展に努めていますが、中学校再編整備により学校数が減少したことから、それぞれの部会を統括する係校長・係教頭の担当分担が増え、複数部会を持たざるを得なくなっています。実態にあったより望ましい組織・機構の改善を図る必要があります。

方針と計画	施策
○学校数の関係上、複数部会を担当する係校長・係教頭の配置とならざるを得ないため、運営の在り方を工夫・検討していきます。また、教職員一人ひとりが主体的な部会運営への意識を高め、各教科の専門性の向上や指導観・教育観の共有を一層図っていきます。	◎教育研究所の組織・機構の改正 ○特別委員会委員の選任 ○教科等部会及び教科外部会の在り方検討 ◎教職員研究機会の拡充・充実

4 高等学校及び大学等との連携

高等学校との連携については、中学校と高等学校との連携が主になっています。

各学校で進路学習会や進路に関する講話、少年非行防止ネットワーク等で高等学校の教員や高校生との連携、また、部活動や特別活動等での連携は見られますが、学習面での連携では英語弁論大会における審査協力等の他、あまり活発ではないのが現状です。

(1) 小中学校と高等学校及び大学等の連携のねらい

小中学校と高等学校及び大学とが互いに連携・協力して、学習や特別活動を行うことによって、児童生徒の知的な興味・関心を高め、これまで以上に児童生徒の持つ良さや可能性を引き出すことや教員の専門性や指導力向上につながります。

方針と計画	施策
○高等学校及び大学等との連携は、学校の活性化のみならず、地域全体の活性化にもつながるものであると捉えており、具体的な在り方を模索していきます。	◎理数教育の推進 ◎国際化教育の推進 ○ジュニアサイエンティストプログラム

(2) 南陽高等学校に外国語に関する学科新設要望

学習指導要領のみならず時代の要請に見られる国際化教育・外国語教育の重点化を図り、山形県立南陽高等学校に外国に関する学科の新設を要望しています。

方針と計画	施策
○系統的な国際化教育が推進されるよう、山形県立南陽高等学校に外国語に関する学科の新設の要望を継続し、国際社会で活躍できる日本人の育成に向け、高等学校や大学等の連携強化を図っていきます。	◎南陽高等学校への外国語学科設置要望 ○赤湯幼稚園国際化教育プログラム ○小学校低学年・中学年における国際化教育プログラムの試行 ○海外青年招致事業 (ALT) ○青少年インターナショナルセミナー ○青年教育推進事業

(3) 専門的な学問追究の機会拡充

教職員は、それぞれの研究・研修内容に合わせて、「絶えず研究と修養に取り組む」教職員の意識の向上が求められています。そういった研修は、県教育委員会、県教育センター、置賜教育事務所、本市教育研究所、また、各校における校内研究等があり、積極的に取り組まれております。また、任命権者の定めるところにより長期研修をすることができます。

平成19年に、南陽市教育委員会と山形大学地域教育文化学部との協定を締結し、教職員の研修に関わる連携を定め取り組んでまいりました。

今後は、理数教育や国際化教育を中心として、専門的な知識・技能を有する大学教授等を指導者として、教職員の研修及び児童生徒の**学び**を高めていきます。

方針と計画	施策
<p>○専門的知識や技能に触れることを通して、教職員の資質、能力の向上や意欲の向上が図られます。また、同様に、連携授業を通して、最先端の知識や研究にふれることで、児童生徒の学習意欲や探究行動力は高まります。</p> <p>さらに、高等学校や大学だけでなく、関連企業等との連携をさらに広げ、様々な分野で拡大するとともに、児童生徒の専門的な学問追究の場の拡大に努めていきます。</p>	<p>※長期研修（県）</p> <p>○教育研究所教職員短期研修</p> <p>◎国際化教育の推進</p> <p>◎理数教育の推進</p> <p>○ジュニアサイエンティストプログラム</p>